

# お知らせ

2026年3月18日  
東北電力株式会社

## 「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法<sup>\*1</sup>（以下、「原災法」）に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届出いたしました。

今回の主な修正点は、以下のとおりです。

- 原子力災害対策指針<sup>\*2</sup>において用語の定義等が適正化されたことを踏まえ、当社の防災業務計画に関連する記載を原子力災害対策指針に整合するよう修正。

原子力事業者防災業務計画につきましては、当社原子力情報コーナー（本店および東通原子力発電所PR施設トントゥビレッジ）にて公開しております。

当社は、今後とも、原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

### 【原子力事業者防災業務計画】

- ✓ 原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」）は、原災法に基づき、原子力災害の発生および拡大を防止するために必要な業務を定め、業務が的確かつ円滑に行われることを目的に、原子力事業者が原子力事業所ごとに定めているもの。
- ✓ 具体的には、原子力防災組織の設置・運営、防災資機材の整備、緊急時の通報連絡および応急措置の実施、防災要員の派遣、事後対策の実施、他の原子力事業者への協力等について定めている。
- ✓ 防災業務計画は、毎年、計画に検討を加え、必要がある場合は、関係自治体と協議<sup>\*3</sup>のうえ修正し、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届け出ることが義務付けられている。

以上

- ※1 原子力災害に対する対策の強化を図るため制定された法律。原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等として、原子力緊急事態宣言の発出および原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施、その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めている。
- ※2 原災法に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定められた指針。
- ※3 原災法に基づき、発電所立地自治体の青森県知事および東通村長と協議しており、関係周辺自治体（むつ市長、野辺地町長、横浜町長および六ヶ所村長）の意見は、青森県を通じて確認している。

(参考)「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

(参 考)

## 「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

第 1 章 総則	<ul style="list-style-type: none"><li>原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定</li></ul>
第 2 章 原子力災害事前対策の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備</li><li>原子力防災組織の設置、運営</li><li>通報や業務に必要な設備および資機材の整備</li><li>原子力防災教育および原子力防災訓練の実施</li><li>国、地方公共団体、地元防災関係機関等との連携</li><li>周辺住民に対する平常時の広報活動</li></ul> <p>等について規定</p>
第 3 章 緊急事態応急対策等の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報</li><li>災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施</li><li>第 1 緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策</li></ul> <p>等について規定</p>
第 4 章 原子力災害事後対策	<ul style="list-style-type: none"><li>発電所の復旧対策の実施</li><li>行政機関等への原子力防災要員等の派遣</li><li>事業所外運搬事故後の対策</li></ul> <p>等について規定</p>
第 5 章 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>他の原子力事業者への協力</li></ul> <p>等について規定</p>

以 上